

狛江市認定ヘルパー研修 ご案内

狛江市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を開始し、高齢者を支える新たな担い手の体制を整備していきます。

介護福祉士などの資格のない方でも、市の研修を受けることで狛江市認定ヘルパーとして緩和した基準の訪問型サービス事業所のヘルパー(家事援助のみ)として働くことができます。

→研修内容等、詳細は裏面



狛江社協マスコットキャラクター
こまちちゃん

12月

12日(月)、13日(火)、14日(水)

9:00~16:00

3日間の研修後、実習あり(半日程度)

対象：全日程参加できる18歳以上の方
(学生は除く)

定員：20名(申込多数の場合は抽選)

介護の仕事
はじめて
みませんか？



今年度は平成29年1月・2月も開催予定です。

【会場】 あいとびあセンター

●問い合わせ・申し込み● 12月2日(金)まで
社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会
あいとびあヘルパーステーション担当

電話 03-3488-0295

受付時間：月～金曜日8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)

FAX 03-3430-9779

<http://www.komae-shakyo.or.jp/info/>



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは

団塊の世代が75歳以上となる平成37年までに、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けられるよう「介護・予防・医療・生活支援・住まい」の各種サービスが包括的、継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すことが急務です。

そのための仕組みとして、平成27年度に介護保険制度が改正され、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が創設されました。

狛江市では、平成29年4月から総合事業を開始し、地域全体で高齢者を支える体制を整備していきます。

現在の予防給付（要支援の方に対するサービス）のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）は総合事業の「訪問型サービス」（現行相当、A型、B型）に変わります。

サービスの対象者は要支援1・2の方、または基本チェックリストにより総合事業対象者に該当した高齢者となります。

～認定ヘルパー研修内容～

① 講義

- ・介護保険制度及び市の高齢者福祉制度
- ・高齢化による心身の変化，障がい，疾病等
- ・認知症
- ・家事支援等

② 実習（同行訪問）

市内の事業所にて実習

③ 認定証の交付

④ 合同説明会

訪問型サービス事業所への就労を支援します。

ご参加お待ちしております！

